

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 4 年 12 月 23 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 札幌ターミナルビル、札幌ステーション開発ビル、札幌駅南口開発ビル、大丸札幌店

所在地 札幌市中央区北 5 条西 2・3・4 丁目、札幌市北区北 6 条西 2・3・4 丁目

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名

- ア 名称 北海道旅客鉄道株式会社
住所 札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1 番 1 号
代表者 代表取締役社長 綿貫 泰之
- イ 名称 札幌駅総合開発株式会社
住所 札幌市中央区北 5 条西 2 丁目 5 番地
代表者 代表取締役社長 平川 敏彦
- ウ 名称 株式会社大丸松坂屋百貨店
住所 東京都江東区木場 2 丁目 18 番 11 号
代表者 代表取締役社長 澤田 太郎

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事項		変更前	変更後
駐車場	位置	届出書のとおり	届出書のとおり
	収容台数	1,364 台	1,081 台
荷さばき施設	位置	届出書のとおり	届出書のとおり
	面積	5,434 m ²	2,618 m ²
廃棄物等の保管施設	位置	届出書のとおり	届出書のとおり
	容量	955 m ³	674 m ³

ウ 大規模小売店舗の施設運営方法に関する事項

事項		変更前	変更後
来客が駐車場を利用することができる時間帯		届出書のとおり	届出書のとおり
駐車場の出入口	位置	届出書のとおり	届出書のとおり
	数	入口 4、出口 3、出入口 1	入口 3、出口 2、出入口 1

(4) 変更する年月日

令和 5 年 9 月 1 日

(5) 変更する理由

再開業事業に伴い札幌ターミナルビルが閉店するため。

2 届出年月日 令和 4 年 12 月 16 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 令和 4 年 12 月 23 日～令和 5 年 4 月 24 日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分(午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く)

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内(令和 5 年 4 月 24 日まで)に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。